

神戸水労 支部発第1号
2023年11月22日

神戸市水道局 本庁
各所属長様

神戸市水道労働組合本局支部
支部長 []

2024年度 本局支部産別要求書

1 労働条件等に関する要求

- (1) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。
 - ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
 - ② 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
 - ③ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
 - ④ 労働時間短縮のため、必要な人員確保をはかること。
- (2) 精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。

2 水道事業に関する基本的要求

- (1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。
- (2) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害から守るための施策を講ずること。
 - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
 - ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
 - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
 - ④ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。

3 その他職場要求

- (1) 事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。
- (2) 人員配置は、人財育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとすること。
- (3) 緊急経営改革としておこなわれた業務見直しや委託について、結果として非効率になったもの（具体的にある。）が数多くある。実施後の状況等をしっかりと検証し、改善または元に戻すこと。また、改革の一環として統合された事業所については執務環境の整備をしっかりとおこなうこと。
- (4) 他部局の状況を踏まえ、被服に防寒ベスト・安全靴（スニーカータイプ）・ポロシャツ等を設けること。なお、外務に携わる全職員に貸与すること。

3 その他職場要求 記入欄

- (1) 経営企画課は無し。
- (2) 技術企画課は無し。
- (3) 営業課

以下の備品・設備の購入・設置すること。

- ① 食器入れ
- ② 冷蔵庫
- ③ ウォータークーラー
- ④ 防犯カメラ
- ⑤ 洗濯機

(4) 配水課（配水）

- ① 3階配水課の執務スペース。（打ち合わせスペース（1卓）が少ない。来客は順番待ち、立ち話になっている。）
- ② LTE 端末の増台。
- ③ 職場用スマホの配布。（業者や地元の人とのやり取り用電話とショートメッセージができれば良い。）

(5) 配水課（給水）

- ① 4人以上で現地に行くことが多いので軽以外の車を。
- ② 3F 流し台の増設。
- ③ リモート検査用のスペースの確保。（テレワークベースのように、きっちりしたもの確保。）
- ④ 空気清浄機を2台。（審査担当）

(6) 配水課（共通）

- ① 3階女子トイレに扉を設置。（鏡に反射して中が写る。）

(7) 全課（共通）

- ① 総合庁舎内本局支部エリア（東部水道管理事務所が使用するスペースは除く。）に休憩スペースが無いため、休憩・休息室を人員数に見合った広さで各階に設けること。（休憩、休息できる場所、更衣室の畳等の設置。（体調が悪くなった時、体を横にする部屋が無い。））
- ② 水道局内の事業所と同じように、希望する職員に通勤自家用駐車スペースの有料使用を認めること。
- ③ 本庁勤務職員であっても外務で汚れたり、多量の発汗で不衛生になる時もあるので、浴室の使用を他職場と同じく認めること。また、貸与されたユニホームを洗濯する設備を設け認めること。（浴室、洗濯機、乾燥機の使用。）
- ④ 本局支部職員が他支部職員と同一の労働条件、労働環境で公平に勤務できるよう使用者責任を果たすこと。

以上